

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について 該当する権利
（所有権借地権等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも土地番号権利の種類及び氏名を記入すること。
- 3 附近見取図・道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 4 延長は、幅員別に記入すること。
- 5 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する
者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 6 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出する
こと。

